

# 1 実績評価

|   | 事業の名称                    | 政策評価の結果の概要   | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|---|--------------------------|--|---|
| 1 | 独占禁止法違反行為に対する措置 (平成16年度) | <p><b>【必要性】</b><br/>           法的措置を採った件数は増加し、また、悪質な事件、大規模事業者による入札談合事件、市場構造が寡占的となっている事業分野の事件について処理しており内容の向上が見られる<br/>           世界的規模の事業者による事件あるいは国民生活に及ぼす影響の極めて大きな事件について、法的措置を講じており実効性のある事件審査が行われていると評価できる。<br/>           優越的地位の濫用行為については、平成16年度において、大規模小売業者等に対して5件の法的措置を行っておりこれは昨年度の2件の法的措置に比べて、措置件数及び内容の向上が認められる。<br/>           社会的ニーズに的確に対応した事件処理との観点から、頻発する公共調達におけるダンピング受注問題について積極的に対処した。</p> <p><b>【有効性】</b><br/>           事件処理件数が昨年並みを維持するとともに、その中で、法的措置件数が増加し、警告及び注意の件数が減少したことは、より独占禁止法違反行為に厳正に対処したといえ、また、多様な事件の処理に努めたこと、高額な課徴金納付を命じたことなどからしても、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するとい目標を達成している。</p> <p><b>【効率性】</b><br/>           法的措置を採った事件について、平均審査期間で見ると約1か月短縮され、前年度より迅速処理の取組に成果が上がっていると評価できる。<br/>           今後、事件処理比率を向上させるには、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効率性を高めることとともに、事件処理部門の体制強化が必要であると考えられる<br/>           警告事件に投入されたリソースが前年に比べて減少させることができている点については、独占禁止法違反行為に対し厳正かつ積極的に対処するとの方針の成果として評価できるものと考えられる。</p> <p><b>【今後の課題】</b><br/>           独占禁止法の改正法について平成17年度中の施行が予定されており、課徴金減免制度の導入に伴う端緒処理部門の一層の強化と犯則調査権限の導入に伴う調査権限の活用が図られる審査能力の一層の向上が必要である。</p> | <p>大規模事業者による入札談合事件、カルテル事件、大手都市銀行による不公正取引事件、公共調達に係る安値入札問題など多様な事件について厳正かつ積極的に対処。<br/>           事件処理部門の体制の強化のため、審査専門官を増員するとともに、改正独占禁止法の施行による課徴金減免制度の導入に伴い課徴金減免管理官を新設し、課徴金減免制度の運用体制を整備。<br/>           審査能力の一層の向上のため、立証方法の改善、審査段階における証拠及び法的問題点の検討を強化。<br/>           引き続き、課徴金減免制度の活用、審査体制の整備・充実、審査手法の改善、事件間のリソースの効率的な配分等により、カルテル・入札談合、IT・公益事業分野、知的財産権分野などの重点審査分野における事件などについて、厳正かつ積極的に対処。</p> |
| 2 | 企業結合の審査 (平成16年度)         | <p><b>【必要性】</b><br/>           企業結合審査は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であるか否かを審査するものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。また、近年、規制改革・民間開放推進会議やOECD競争委員会など、国内外からその重要性等が指摘されている。<br/>           企業結合事案に迅速かつ的確に対処するとともに、今後とも企業結合審査の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性を更に高めることが必要である。</p> <p><b>【有効性】</b><br/>           平成16年度においては、報告、届出、事前相談のあった事案に対し、的確な審査を行っており一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止とい目標を達成している。</p>   | <p>ますます大型化・複雑化する企業結合事案の増大に対し、より一層迅速かつ的確に対処するため企業結合調査官を増員。<br/>           引き続き、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であるか否かについて、迅速かつ的確な審査を行う<br/>           また、個別事案の公表内容のより一層の充実に努め、企業結合審査の透明性を高</p>  |

|   | 事業の名称                          | 政策評価の結果の概要  | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|---|--------------------------------|---|---|
|   |                                | <p>公表文の頁数の増加が必ずしも企業結合審査の透明性の向上等に結び付くとは限らないが、頁数の増加は、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予測可能性を高める上で有効な情報量の増加を示しているとの一定の評価が可能である</p> <p>【効率性】<br/>           法的手続きに基づき報告等の要請を行った事案については、定められた期限内に迅速に処理されているものと評価することができ、目標を達成している<br/>           事前相談制度に基づく書面審査及び詳細審査については、期間内に審査を終え、当事会社に対し回答を行っており、目標を達成している<br/>           産業再生関連事案については、処理期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、目標を達成している</p> <p>【今後の課題】<br/>           ますます大型化・複雑化する企業結合事案の増大に対し、より一層迅速かつ的確に対処するために、職員の企業結合に関する審査能力・専門性を向上させ、企業結合審査のさらなる透明化・精緻化を図ることが必要である。そのために、民間の専門家など積極的に外部人材を活用するほか、企業結合審査部門への人員の充実及び大型・複雑な案件への重点的な人員投入により、機能・体制の強化を図ることが必要である。</p>   | <p>めるとともに、外部人材の積極的活用、人員の重点的配置などにより、引き続き企業結合に関する審査能力・専門性の向上、機能・体制の強化を図る。</p>   |
| 3 | <p>景品表示法違反行為に対する措置(平成16年度)</p> | <p>【必要性】<br/>           消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。それだけでなく、商品選択における国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行うことが重要であり、平成16年度においては、特に高齢者社会関連、環境関連等の事件等に積極的に取り組んだ。</p> <p>【有効性】<br/>           違反事件処理件数の増加は顕著であり、厳正・迅速な事件処理が行われたものと評価できる。平成16年度の不当表示事件の件数については、過去30年間で最高となっていること等から、特に不当表示事件に積極的に法的措置である排除命令を行うなど厳正に対処したものと評価でき、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という目標を達成している<br/>           平成16年度に行った排除命令は例外なくすべて新聞報道されている。法的措置である排除命令の措置を積極的に採り、これを公表していくことは、景品表示法違反事件に対する社会的な関心を高めるものであり、また、排除命令は、一つの業界に与える影響のみならず、他の業界にも影響し、その効果は積極的に評価できる。</p> <p>【効率性】<br/>           平成16年度に排除命令を行った事件の処理日数は、前年度に比し増加しており、全体的に事件処理が長期化する傾向が認められること等から、今後は特に景品表示法違反事件調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善にも積極的に取り組む必要があると思われる<br/>           また、排除命令等と同時に、業界団体等に表示の適正化について要望が行われた例があり、業界全体における適正な表示に対する認識を高める効果が期待できるという点で、効率的な手法といえる</p> <p>【今後の課題】</p> | <p>より一層の厳正かつ迅速な違反事件処理のため、景品表示監視官を増員するとともに、事件調査に関する研修の充実による職員の調査能力の向上、不当表示について景品表示法第4条第2項の権限を積極的に用いて排除命令の措置を採る等の取組を実施。</p> |

|   | 事業の名称                             | 政策評価の結果の概要  | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|---|-----------------------------------|---|---|
|   |                                   | <p>国民の適切な商品選択に資するため、引き続き、厳正かつ迅速に事件処理を行い、景品表示法違反行為を排除していく必要があるが、必要処理事件数が増加し、事件自体も複雑かつ巧妙化しており、調査部門の人員は十分と見えないものと考えられ、より多くの人員を投入して事件処理が行われるよう体制の整備を図ることが不可欠である。また、初任者に対する研修を充実させるとともに、中堅調査担当官に対する調査手法の向上を図るための実務的な研修等を充実させることも重要であると考えられる。</p>   |   |
| 4 | <p>下請法違反行為に対する措置<br/>(平成16年度)</p> | <p><b>【必要性】</b><br/> 役務委託等における下請取引を規制対象に追加すること等を内容とする改正下請法が施行されたことを受け、従来の製造・修理委託分野に加え、役務委託等の分野においても下請法違反行為を厳正に対処することにより、下請事業者の利益を保護し、もって自由な競争を維持・促進する必要がある。<br/> また、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等を積極的に勧告・公表することにより、当該業界全体に対する下請法違反行為の抑止力を強化する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b><br/> 下請法違反事件に厳正に対処するとともに、違反事案における効果的な指導を行うことにより、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進するとい目標を達成している。<br/> 発注書面の交付率は、適正な下請取引が行われているかを評価する1つの指標であると考えられることから、発注書面の交付率を製造・修理委託分野並みにするとい目標達成に向けて更なる取組が必要である。</p> <p><b>【効率性】</b><br/> 下請法違反処理日数は、6か月以内に違反事件を処理するとい目標は達成されてはいないものの、全体として短縮化の傾向にあり、下請法違反事件処理の迅速・効率化の目標達成に向けて順調に進んでいると思われる。<br/> また、下請法専任者数の伸びに比して事件の処理件数が伸びており、全体として、違反事件の処理は効率的に行っていると評価できる。<br/> 親事業者、下請事業者の定期書面調査について、オンライン提出率は依然として低率であり、今後、オンライン提出の環境整備を通じ、提出率を高めていくことにより、違反事件の効率的な探知を進めていく必要がある。</p> <p><b>【今後の課題】</b><br/> 法改正により増加する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理するためには、調査部門の増員は不可欠である。また、書面調査票の電子オンラインによる提出を促進させ、業務のシステム化による調査期間の短縮等の一層の環境の整備が必要である。</p> | <p>事件処理件数の増大等に対応するため、北海道事務所下請課を新設するとともに、下請取引検査官等を増員。<br/> 引き続き、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等を積極的に勧告・公表するなど、下請法違反事件に厳正かつ迅速に対処し、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。<br/> 役務委託等分野における発注書面交付率を製造・修理委託分野並みに引き上げるための取組を実施する。<br/> 書面調査対象事業者の選定のシステム化等により、事務効率化を促進する。</p> |
| 5 | <p>電子政府の構築 (平成16年度)</p>           | <p>国民の利便性・サービスの向上</p> <p><b>【必要性】</b><br/> 平成15年度の本件政策評価書において、ホームページ上の情報の所在についての分かりやすさや、ホームページの使いやすさなどの面が課題として指摘されており、引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b><br/> 行政ポータルサイトの整備・充実については、ホームページにおいて、報道発表の当日中の掲載を100%実施していることや、すべての申請・届出等の手続きについての説明資料・様式を掲載してい</p>  | <p>引き続き、公表資料のホームページへの迅速な掲載に努めるとともに、政府全体の方針との整合性の確保、ホームページのJIS対応等により、国民の利便性及び行政情報へのアクセシビリティの向上を図る。<br/> また、オンライン申請が可能な申請・届出等手続きについて、利用方法の周知を</p>   |

| 事業の名称 | 政策評価の結果の概要  | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|-------|---|---|
|       | <p>るなど いずれも目標を達成しているが、府省共通情報の提供が政府全体の方針と整合性が取れていないものもあることから、目標達成に向けて更なる取組が必要である。</p> <p>オンライン利用の促進のための環境整備については、利用者側の利便性の向上は図られてきていると考えられるものの、行政側での手続き処理期間の短縮について、目標達成に向けて更なる取組が必要である。また、電子申告からの法的措置に至った案件があることは、申告方法の多様化が具体的な事件処理に結びついたものであり、利用方法の周知活動の一定の効果が認められる。</p> <p><b>【効率性】</b><br/>インターネットによる情報提供の充実が国民の行政情報取得に要する費用の大きな軽減につながっており、従来からの紙等にくらべ、効率的な情報提供となっていると考えられる。</p> <p>一方、電子申請全体の件数、処理期間の短縮状況からすれば、電子申請システム全体の維持費用に見合った効果が十分上がっているとはいえないと考えられるものの、電子申告等における閉庁時間帯での活発な利用を考えると、電子化により負担を軽減する効果も効率性を評価する上で勘案する必要がある。</p> <p>IT化に対応した業務改革</p> <p><b>【必要性】</b><br/>従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し等の取組が不十分であり、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b><br/>個別業務の最適化及び官房基幹業務の最適化については、平成16年度は検討段階であるため、目標達成に向けて更なる取組が必要である。</p> <p>人事給与業務の最適化については、目標達成に向け順調に進んでおり、また、給与の全額振込化についても、全額振込み率は上昇しており、平成17年度末の目標達成に向け順調に進んでいる。</p> <p><b>【効率性】</b><br/>給与の全額振込化による、給与支給作業に要する人的費用の軽減は、給与の全額振込みの取組に要した費用を大幅に上回るものと推測できる。</p> <p>また、最適化を進めるに当たっては、費用に見合った効果が得られるかを十分検証しつつ進めていく必要があると考えられる。</p> <p>共通的な環境整備</p> <p><b>【必要性】</b><br/>効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、情報システムの整備・運用管理の高度化、情報セキュリティ対策の充実・強化等を図っていく必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b><br/>外部委託の推進については、所要の外部委託を行っており、目標を達成しているが、今後とも適切に外部委託の推進に努めることが必要である。情報セキュリティ対策等の充実・強化については、内閣官房情報セキュリティセンターに報告を要する事故が2件あり、目標を達成していると評価できないものであるが、外部要因による避けがたいものであったと考えられ、その影響により業務の停止等には至らなかったことから、これまでのセキュリティ対策の一定の効果を評価できるものであり、今後とも技術</p> | <p>図るとともに、オンライン利用に係るアンケートの実施等により、利用状況、利用者の意向等を把握・分析し、オンライン利用の促進とオンライン利用による業務の効率化に向けた更なる取組を進める。</p> <p>業務・システムの最適化について、費用に見合った効果が得られるかを十分検証しつつ、目標達成に向けた更なる取組を進める。特に、公正取引委員会内ネットワーク最適化については、平成17年8月31日に最適化計画を策定したところであり、これに基づき、公正取引委員会内ネットワークの最適化を実施する。</p> <p>情報セキュリティ対策の充実・強化を図るため、政府統一基準に基づき、「公正取引委員会情報セキュリティポリシー」を改定（平成18年3月27日）したところであり、引き続き、これに従って、情報セキュリティの確保に努める。</p> |

|  | 事業の名称 | 政策評価の結果の概要  | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|--|-------|---|------------------|
|  |       | <p>進歩等に対応したセキュリティ対策の必要性がある。</p> <p>【効率性】<br/>         情報システム整備・運用についての専門知識を要する業務を外部委託することにより、こうした専門知識の人材の育成に係る費用負担が軽減されているものと考えられる。</p> <p>今後の課題<br/>         今回の評価で目標達成に向け更に取組が必要であるとされたものについて、その取組を強化していく必要があるが、特に、手続のオンライン化に関しては、利用者の利便性向上には効果が見られるものの、行政側の業務効率化については、まだ十分な効果が表れていないことから、引き続き、業務の効率化が図られるよう幅広い取組を検討していくことが重要である。また、行政情報の電子的提供の充実にしても、政府全体の方針に整合的となるよう改善し、ホームページなどをより利用しやすいものとする 것도重要である。</p> |                  |

2 総合評価

|   | 事業の名称  | 政策評価の結果の概要  | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|---|--|---|---|
| 1 | <p>公共調達における競争環境の整備</p> <p>- 入札談合の防止及び公共調達の改善のための取組 -</p> | <p>【必要性】</p> <p>公共調達について入札・契約の改革・適正化を進め、入札談合を防止していくことは、政府の重要課題であり平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」においても公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行うこと等が求められていることから、公共調達における実態把握に関する調査・提言を行うことが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <p>独占禁止法等についての理解を増進させるため、連絡担当官会議の開催、調査報告書の作成、配布等が有効であったと評価することができる。</p> <p>調達機関が入札談合に対してより厳しい対応を示すようになってきており、連絡担当官会議を通じた独占禁止法等の趣旨の周知の効果は現れてきていると評価できる。</p> <p>【効率性】</p> <p>本局及び各地方事務所等を活用することにより、連絡担当官会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等の内容を周知することができたものと考えられる。</p> <p>調査報告書について、作成はおおむね効率的に行われた。また、多くの地方公共団体に内容を周知できたと評価できる。</p> <p>ホームページに掲載されたテキスト「入札談合の防止に向けて」をダウンロードして活用することにより、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解が深まることが期待される。また、平成16年10月からの3か月間のダウンロード数は約12,000件であり、多くの調達担当者等がテキストを効率的に入手・活用しているといえる。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>連絡担当官会議等のアンケート結果を見ると、連絡担当官自身の独占禁止法等への理解が増進しており、有効であったと評価することができるが、入札・契約制度改革や、いわゆる「官製談合」の防止についても地方公共団体との連携を強化し、実態調査等から導かれた課題の解決に向けて、入札・契約における競争性の向上等のための取組を進めていくことが必要である。</p> | <p>地方公共団体等における入札談合防止に資するため、引き続き、発注者における入札談合防止のための取組等の実態について把握することを目的として、公の発注機関を対象としたアンケート調査を行い、平成17年10月14日、「公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書」を公表した。</p> <p>また、発注機関の独占禁止法等に対する理解を増進するため、引き続き、国の発注者との間で、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催した。他、地方公共団体・政府出資法人の調達担当者を対象とした研修会を開催し、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨等について発注機関等への周知を行った。</p> |
| 2 | <p>国際協力の推進</p> <p>- 独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修 -</p>      | <p>【必要性】</p> <p>我が国としては、経済関係が緊密化している東アジア地域に重点を置いた技術研修を通じて、この地域の競争環境の整備に貢献することが、我が国の国益からも有益であると考えており、途上国一般に対する研修の他に、国別研修として、インドネシア及び中国に研修を実施している。</p> <p>【有効性】</p> <p>インドネシアの研修生に対するアンケート調査等によれば、ほとんどの研修生が帰国後も、研修で得た知識を今後の日常業務で活用可能と答え、本研修はインドネシア競争当局職員の能力向上に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>また、JICA集団研修は、被援助国における競争法・競争政策の発展に寄与している。</p> <p>【効率性】</p>   | <p>平成17年度においては、新たにベトナムに対し技術支援プロジェクトを実施しているが、本プロジェクトにおいては、先方ニーズの綿密な調査を基に支援内容を調整するスキームを採用した。また、東アジア競争関連当局トップ会合をインドネシアと共催し、東アジアにおける競争環境の醸成に努めるとともに、効果的な技術支援の実施等について意見交換を行った。</p>   |

|   | 事業の名称                                 | 政策評価の結果の概要   | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|---|---------------------------------------|--|---|
|   |                                       | <p>インドネシア研修実施前に、その事前研修として、テレビ会議システムを用いて、基礎的な講義を実施したことにより日本における研修期間を増加させることなく研修内容を充実させることができたことなどから、研修の効率化に寄与した。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修は、研修生のアンケート等から、一定の効果が見られるが、引き続き、研修実施機関であるJICAと連携をとりつつ、さらなる研修の効果的・効率的運用に努めていくとともに、研修ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう常に研修の見直しを図っていく必要がある。また、東アジアを中心とする途上国においては、競争法・競争政策への理解が十分な段階に達しているとは言えず、競争当局の執行力も十分なものではないことから、ニーズ調査を実施した上で、新たな研修先の選定を行っていくことを検討すべきである。</p>   |   |
| 3 | 独占禁止法違反行為に対する措置                       | <p>冷間圧延ステンレス鋼板の製造販売業者6社に対する件に関し、ステンレス協会会員企業に対しコンプライアンス等の取組状況等のアンケート調査を実施し、排除勧告等の施策の効果について評価を実施した。</p> <p>(1) 独占禁止法及び6社への排除勧告の認知状況</p> <p>大半の企業が何らかの形で認知しており認知ルートとしては、一般メディアや専門メディアを通じて知るに至ったケースが多く、業界団体や同業者を通して認知するケースは少数であった。</p> <p>(2) 業界他社に対する排除勧告の影響</p> <p>6社への排除勧告の認知によって、何らかの形でコンプライアンス等に関する対応策に取り組んでいる企業が一定数みられることから、6社への排除勧告が業界他社におけるコンプライアンス対応を促進させる一要因として作用していたことが推察される。</p> <p>(3) 販売価格に対する排除勧告の影響</p> <p>平成15年10月以降の販売価格上昇の要因として、主要原料であるニッケル価格の上昇等の状況から、販売価格に対する排除勧告の影響は、明確には捉えられなかった。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>(1) 多様な情報ルートによる周知の義務化</p> <p>排除勧告事実・内容の周知は、より多くの主体が当該排除勧告を認知することができるよう多様なルートによる周知を義務付けることによって、排除勧告のインパクトを強めることが期待できるとともに、事件の予防という観点からも有効であることから、排除勧告対象企業がホームページで排除勧告事実・内容を一定期間公表することを義務化すること等が考えられる。</p> <p>(2) インパクトある事件審査</p> <p>厳正な事件処理が最も効果的な競争政策の唱導活動であることから、本件排除勧告事案のような社会的影響力の大きな事件を積極的に取り上げていくことが重要である。</p> | <p>国土交通省発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件等において、入札談合行為に関与していた営業担当者の配置転換など実効性ある排除措置を実施。</p> <p>引き続き、実効性ある排除措置について検討する。</p> <p>日本道路公団発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件、アルミニウムに係るカルテル事件、大手都市銀行による不正取引事件など社会的影響力の大きな事件について、厳正かつ積極的に対処。</p> <p>引き続き、課徴金減免制度の活用、審査体制の整備・充実、審査手法の改善、事件間のリソースの効率的な配分等により、社会的影響力の大きな独占禁止法違反行為について、厳正かつ積極的に対処する。</p> |
| 4 | 取引慣行等の実態把握 改善<br>- ガリソン 家電製品の流通実態調査 - | <p>【必要性】</p> <p>実態調査は、独占禁止法違反行為の未然防止を図り公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要なものである。</p> <p>今回調査を実施したガリソン及び家電製品については、これまで小売業者による不当廉売のおそれのある行為が度々問題とされていたことから、それぞれの市場構造の実態及び独占禁止法の考え方を明らかにすることを目的として実施した。</p>   | <p>平成17年度においては、競争政策上問題となるおそれのある取引慣行が存在する可能性が認められた葬儀サービス、広告業界の取引実態に関する実態調査を実施し、業界団体や事業者に対して改善の要請又は競争政策上の考え方の周知を図った。また、</p>   |

|  | 事業の名称 | 政策評価の結果の概要  | 政策評価の結果の政策への反映状況   |
|--|-------|---|--|
|  |       | <p><b>【有効性】</b></p> <p>(1) ガソリンの流通実態に関するフォローアップ調査<br/> フォローアップ調査の結果、石油元売会社では、実態調査報告書公表(平成16年9月)後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項(系列玉の合理的卸売価格差、契約違反特約店に対する対応、卸売価格の事前決定)について、例えば、卸売価格の事前決定の比率が前回調査より増加するなど、適切に対応している状況がみられた。</p> <p>(2) 家電製品の流通実態に関するフォローアップ調査<br/> フォローアップ調査の結果、家電メーカー等では、実態調査報告書公表(平成16年9月)後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項(レポートの適正な支出等)について、各社、取組済みないし取組中である状況がみられた。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>フォローアップ調査によると、家電業界においては、多くのメーカーが報告書の指摘事項について自主的な改善への取組を行ってきており、報告書の実効性については高く評価できる。また、ガソリン業界においても報告書の指摘事項については広く周知されており、今後の業界の自主的な取組に資するものであったと考えられる。</p> <p>また、ガソリン及び家電製品の実態調査については、調査開始時からの新聞等で相当量の報道がなされており、調査によって指摘した問題点についての業界への周知に関しては効果的であったと評価できる。</p> <p><b>【今後の課題】</b></p> <p>競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられる業界について広く情報収集を行い、そうした情報に基づき、限られた人的・物的リソースの中で調査対象を選定し、調査を実施するとともに、調査実施に当たっては、有効かつ効率的な調査を実施し、問題点等の指摘、業界への改善要請を行うなど、今後とも実効性のある調査を実施していくことが不可欠である。</p> | <p>医療機器の流通実態については、フォローアップ調査を実施した。</p> <p>引き続き、独占禁止法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、幅広く情報収集を行い、調査対象を厳選した上で効果的・効率的な調査を行う。</p> |